

# 東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金交付要綱

平成3年4月24日

3中管経第4号

中央卸売市場長決定

改正 平成6年7月26日6中管経第245号

平成10年3月31日9中経総第1410号

平成11年10月7日11中経経第279号

平成17年4月28日17中管市第23号

平成21年12月28日21中管市第247号

平成24年3月28日23中管市第290号

平成27年3月18日26中管市第255号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央卸売市場において、資源ごみの分別回収の促進と中間処理による資源の再利用化及びごみの減量化の推進を図るため、市場で発生する廃棄物の処理機関として運営する市場廃棄物処理対策協議会等の廃棄物処理団体（以下「廃棄物処理団体」という。）に対し、廃棄物処理設備等の整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、「東京都中央卸売市場廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱」（昭和48年3月23日47中管管第243号）により、廃棄物処理負担金の交付を受けている廃棄物処理団体又は知事が特別に認めた者で、購入又はリース契約により、発泡廃棄物等処理設備及び機材又は分別収集用機器材等（以下、「補助対象設備等」という。）を導入又は更新した者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の趣旨にのっとり、補助対象設備等を購入又はリース契約により導入又は更新する事業で、当該事業に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税額を含まない額とする。以下、「補助対象経費」という。）の合計が40万円以上のものを対象とする。ただし、消耗材等の購入については補助対象事業に含まないものとする。

一 補助対象設備等の設置とそれに伴う附帯設備の設置にかかる費用

(設備等購入費又はリース料並びに設計、運搬及び設置工事にかかる費用)

## 二 既存設備等撤去費

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助対象事業のうち当該年度分の事業（以下「補助事業」という。）について、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 購入又はリース契約により導入又は更新する補助対象設備等の仕様及び金額を証する見積書の写し

二 申請者の印鑑証明（発行が申請日から起算して6か月以内のもの）

三 リース契約における2回目以降の申請については契約書の写し

四 その他知事が必要と認める書類

(補助率及び補助限度額)

第5条 購入の際の補助率は、補助対象経費の4分の1以内とし、1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てる。ただし、発泡廃棄物等処理設備に関する補助限度額は1台当たり250万円とし、その他の機材等の購入に関する補助限度額は1台当たり50万円とする。

2 リース契約の際の補助率は、リース月額を4分の1以内とし、1円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てる。ただし、発泡廃棄物等処理設備に関する補助限度月額は1台当たり41千円、その他の機材等の補助限度月額は1台当たり8千円とする。

3 リース契約の際の補助限度月数は、60か月とする。ただし、リース期間が60か月に満たない場合は、リース契約期間終了とともに当該補助を終了し、60か月を超えるリース契約の場合は、60か月をもって当該補助を終了する。

4 リース契約の際の中途解約等により1か月に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第4条の補助金交付申請書を受理した場合はこれを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。ただし、リース契約については年度ごとに交付決定を行う。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助条件)

第7条 知事は、補助金の交付に当たっては、別記の補助条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条の通知を受けた日から起算して14日以内に補助金交付申請取下書（別記第3号様式）により、補助金の交付の申請を取り下げることができるものとする。

(事業の着手)

第9条 補助事業者は、原則として補助金の交付の決定に基づき補助事業に着手するものとする。ただし、交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

なお、その場合、交付決定までのあらゆる損失は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(書類の提出方法)

第10条 この要綱の規定により、補助事業者が知事に提出する書類は、正本1部、副本1部とし、補助事業者の属する市場の長を経由して提出するものとする。

(補則)

第11条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則（平成3年4月24日3中管経第4号）

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成6年7月26日6中管経第245号）

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月28日17中管市第23号）

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日 21 中管市第 247 号）

この要綱は、平成 22 年 1 月 4 日に施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日 23 中管市第 290 号）

この要綱は、平成 24 年 3 月 28 日に施行し、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日 26 中管市第 255 号）

この要綱は、平成 27 年 3 月 18 日から適用する。

## 別 記

### 補 助 条 件

#### 1 事情変更による決定の取消し等

知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又はこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### 2 承認事項

(1) 補助事業者は、この交付の決定の後において、申請書に記載された補助事業の内容又は経費の配分のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

##### ア 事業の内容

別表に掲げる軽微な変更以外の変更

##### イ 経費の配分

別表に掲げる軽微な変更以外の変更

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### 3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### 4 補助事業の遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 知事は、補助事業者が（1）の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の一時停止等を命ずることができる。

#### 5 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた

ときを含む。)は、購入の場合は補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月5日のいずれか早い日までに実績報告書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(2)リース契約の場合は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末までの実績分を3月5日までに、また、年度の途中でリース契約が終了した場合はリース契約が終了した月の翌月5日までに、実績報告書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

## 6 補助金の額の確定等

知事は、5の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(2の規定による承認をした場合は、その承認内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

## 7 補助金の請求

補助事業者は、6の規定による補助金確定通知書を受領したときは、速やかに補助金交付請求書(別記第10号様式)を提出するものとする。

## 8 是正のための措置

(1)知事は、6の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(2)5の規定は、(1)の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

## 9 交付決定の取消し

(1)知事は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、法令又は交付要綱に基づく命令に違反したとき。

(2)(1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(3)知事は、(1)の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、速やかに補助事業者に通知するものとする。

## 1 0 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

## 1 1 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が10の規定により、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、知事が補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 1 2 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11の（1）の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとす
- (2) 11の（1）の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## 1 3 延滞金の計算

11の（2）の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 1 4 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の

事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

#### 1 5 財産処分の制限

補助事業者は、当該補助事業により取得した財産を東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)第24条の規定に基づき処分するときは、補助金等交付財産の財産処分承認基準(平成23年6月1日付23財主財第38号)により行うものとし、知事の承認が必要となる場合には、財産処分承認申請書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

#### 1 6 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理運用をしなければならない。

#### 1 7 利用状況等の報告

補助事業者は、購入により補助対象設備等を導入又は更新した場合において、設備等の使用を開始した日の属する年度を含め、向こう4年間にわたり、当該設備の利用状況等について、利用状況報告書(別記第12号様式)を知事に提出しなければならない。

#### 1 8 帳簿等の整理

- (1) 補助事業者は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区別して、その収支を明らかにしておかなければならない。
- (2) (1)の帳簿等は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金調書(別記第13号様式)を作成しておかなければならない。

#### 1 9 概算払等の請求

- (1) 知事は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の全額又は一部について、概算払により交付することができる。
- (2) 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払(精算払)請求書(別記第14号様式)を知事に提出するものとする。



別 表

軽 微 な 変 更

事業の内容	経費の配分
次に掲げる変更以外の変更  1 事業主体の変更  2 設備の設置場所の変更  3 設備の機種等の変更  4 設備の規模の 10 パーセントを超える増減  5 主要機能の変更	次に掲げる変更以外の変更  1 総事業費の 20 パーセントを超える増減  2 設備費、設計管理費、事務費等の相互間におけるそのいずれか少ない額の経費の 20 パーセントを超える額の流用